

「第三者行為に起因する損害賠償請求収納事務」専門員募集

○募集要件

損害保険会社等で損害賠償の交渉等に係る業務経験を有する方

○職種

第三者行為求償事務専門員

○募集人数

2名

○年齢

70歳まで

○雇用形態

非常勤嘱託員

○採用日

応相談

○契約期間

採用日から令和3年3月31日まで

※良好に勤務した場合は年度単位で契約を更新予定（定年70歳）

○所属部署

企画事業部管理課 ※本会事務所内での勤務

○業務内容

- ・第三者（損害保険会社等）との過失割合の協議、請求に関する業務
- ・過失割合の協議等業務に関する資料作成

○勤務日数

月12日勤務

○勤務時間

午前8時45分から午後5時30分（休憩時間60分）

○週休日及び休日

毎週 土曜・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

上記以外の日（平日）のうち、月12日を超える日については週休日とする。

○年次有給休暇

あり（日数については採用時期による）

○その他の休暇

夏季休暇（1日）

○報酬

月額 160,000円

○社会保険等

雇用保険加入、健康診断実施、労働災害補償保険法の適用あり

○その他

- ・交渉等結果に関する関係団体との調整等のため、主に都内の国保保険者への出張
- ・顧問弁護士相談時の同行(都内)
- ・PC操作要(本会独自システム入力操作、ワード、エクセル)

○応募方法

電話連絡のうえ、履歴書(市販のもの可)を郵送

(郵送先) 〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館11階

東京都国民健康保険団体連合会

総務部人事課 人事研修係 木村 宛

TEL 03(6238)0124 ダイヤルイン

○応募受付

適宜受付

○採用試験日

応相談(詳細については、後日連絡)

※ご応募いただいてから書類選考後(書類選考の結果はメール又は電話にて通知)、職場見学、事業内容の説明を行った後、別日に面接試験を実施いたします。

○所在地地図

交通機関) JR線 飯田橋駅 徒歩3分

都営大江戸線、東京メトロ有楽町線、南北線、東西線等

